

青 警 本 広 第 4 4 号
平 2 5 年 3 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察の訓令及び通達の公表について

みだしのことについては、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、別添のとおり、「青森県警察の訓令及び通達の公表基準」及び「青森県警察の訓令及び通達の公表要領」を制定し、本年4月1日から実施することとした。

制定の理由及び概要は、下記のとおりであるから、所属職員に周知の上その運用に誤りのないようにされたい。

なお、「青森県警察の訓令及び通達の公表について」（平成23年8月8日付け青警本広第157号。以下「旧通達」という。）は、本年4月1日付けで廃止する。

記

1 制定の理由

青森県警察ホームページ及び開示窓口（以下「ホームページ等」という。）で公表している訓令及び通達（以下「訓令等」という。）の公表期間の短縮、「訓令等の公表の有無」を通達に表示する要領を定めるなど、旧通達の運用を改めるため制定したものである。

2 制定の概要（旧通達からの改正概要）

(1) 青森県警察の訓令及び通達の公表基準（別添1）

所要の文言の整理を行った。

(2) 青森県警察の訓令及び通達の公表要領（別添2）

ア 通達への公表の表示方法（要領3(3)関係）

「訓令等の公表の有無」を通達に表示し、訓令等の公表の有無を確認できるようにした。

イ 公表期間の短縮等（要領3(6)関係）

ホームページ等で公表している訓令等であって、公表の必要性がなくなったものについては、通達の保存期間等が満了する前に公表期間の短縮又は公表の打ち切りをすることができることとした。

ウ その他項目の順番を公表作業順に改めるとともに文言を整理した。

担当：広報課情報公開係

青森県警察の訓令及び通達の公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、青森県警察（以下「県警察」という。）の訓令及び通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

次に掲げる用語の意義は、当該用語ごとに定めるところによる。

(1) 通達

青森県警察本部処務規程第29条（昭和38年4月本部訓令甲第8号）に規定する警察運営に関する細目的事項、法令等の解釈及び運用方針その他警察職務の遂行に関し本部長が発する指示文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達ではない。

(2) 県警察の施策を示す訓令及び通達

県警察の発出する訓令及び通達のうち、県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるもの、その他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「県警察の施策を示す訓令及び通達」に該当しないものの例としては、以下のようものが挙げられる。

ア 県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関するもの

（例）警察施設の管理、運営に関するもの

勤務要領に関するもの

予算執行や給与支給等の手続に関するもの

イ 専ら技術的・補足的事項を定めるもの

（例）電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

ウ その他県民生活に影響を及ぼさないもの

（例）業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

3 公表範囲

(1) 県警察の施策を示す訓令及び通達（以下「訓令等」という。）のうち、「青森県情報公開条例」（平成11年12月青森県条例第55号）第7条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。

- (2) 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 県警察の施策を示すものではない訓令及び通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

4 公表方法

青森県警察ホームページに公表しようとする訓令等を掲載するとともに、当該訓令等を県警察本部の開示窓口に備え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表するものとする。

5 公表時期・公表期間

- (1) 訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表する。
- (2) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とする。ただし、訓令等の内容等により効力を有する期間内であっても、公表の期間を短縮することができる。

青森県警察の訓令及び通達の公表要領

1 公表方針

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、青森県警察（以下「県警察」という。）の訓令及び通達（以下「訓令等」という。）のうち、県警察の施策を示す訓令等については、積極的に情報公開を推進することが不可欠であることから、「青森県警察の訓令及び通達の公表基準」（以下「公表基準」という。）により、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）の規定に基づく開示請求を待たずして公表することにより、県民の警察行政に対する理解と協力を得ようとするものである。

2 公表方法

青森県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び県警察本部の開示窓口への備付けにより行うものとする。

3 公表要領

(1) 公表の手続等

ア 起案時の検討

訓令等を起案した所属長（以下「起案所属長」という。）は、公表基準に基づき、公表の要否について検討し、次のとおり手続するものとする。

(ア) 公表すべきものと認められるとき

a 起案した訓令等で公表すべきものと認められるときは、当該訓令等の起案用紙の「公表要否」欄の「要」を○で囲むとともに、公表範囲（全文又は概要のいずれか）及び公表期間を起案用紙の余白等に記載すること。

b 公表期間については、(2)によることとし、概要を公表することとする場合は、当該概要文書を作成すること。

(イ) 公表すべきものと認められないとき

当該訓令等は公表すべきものと認められないときは、当該訓令等の起案用紙の「公表要否」欄の「否」を○で囲むこと。

イ 情報公開事務担当課長との協議

起案所属長は、アにより公表すべきものと認められた訓令等について、当該公表の要否を情報公開事務担当課長（広報課長。以下「広報課長」という。）と協議の上、承認を得るものとする。

なお、既に公表されている通達と同一の類型に属する通達を公表しようとする場合は、広報課長との協議及び承認を省略することができる。

ウ 警察本部長等による公表の承認

起案所属長は、公表の要否について広報課長との協議を終えた後、当該訓令等の起案について警察本部長決裁を受ける際、併せて公表の承認を得るものとする。ただし、各部長の専決事項とされている軽易な通達の公表については、当該部長の承認によるものとする。

(2) 公表期間

公表期間は、訓令にあつては当該訓令が効力を有する期間、通達にあつては当該通達が保存される期間（以下「保存期間」という。）とする。ただし、当該訓令等の公表目的等を勘案し、当該保存期間が満了する前の適宜の期間とすることができるものとする。

(3) 公表等の表示

起案所属長は、「訓令等の公表の有無」を通達に表示し、訓令等の公表の有無を確認できるようにすること。

なお、表示方法については、別紙「公表等表示例」のとおり、通達の末尾右下に「訓令全文公表」、「通達全文公表」、「非公表」等と表示するものとする。

(4) 公表の実施

起案所属長は、警察本部長等の承認を得て訓令等を公表するときは、広報課長に当該訓令等に係る起案用紙の写しを提出するとともに、当該訓令等の全文又は概要のデータを送付（メール）するものとする。

ア ホームページへの掲載

広報課長は、起案所属長から送付された訓令等の全文又は概要のデータをもって、「青森県警察ホームページ運用要綱の改正について」（平成23年7月1日付け青警本広第130号ほか）の規定に基づき、ホームページへの掲載を依頼するものとする。

イ 開示窓口への備付け

広報課長は、起案所属長から送付された訓令等の全文又は概要のデータを紙に印刷の上、所属ごとに区分けして編さんし、開示窓口に備え付けるものとする。

(5) 既に発出済みの訓令等への対応

所属長は、既に発出済みの訓令等で、公表する必要があると判断したものについては、公表を要する理由、公表範囲及び公表期間を記載した書面（任意の様式）に当該訓令等の写し及び概要を公表する場合は当該概要文書を添え、広報課長に通知して協議し、承認を得た上、警察本部長等から公表の承認を得るものとする。この場合において、公表の実施については(4)によるものとする。

(6) 公表期間の短縮等

ア 公表している訓令等のうち、公表目的等を勘案し、公表を継続する必要性がなくなったものについては、公表期間を短縮又は公表を打ち切ることができる

ものとする。

イ 訓令等を所管する所属長は、公表期間を短縮又は公表を打ち切るときは、その理由及び期間等を記載した書面（任意の様式）により広報課長と協議して承認を得るものとする。この場合において、当該所属長は、当該書面の写しを広報課長へ提出するものとする。

ウ 広報課長は、イの承認をした場合には、公表期間を短縮後の公表期間満了日又は公表を打ち切る日に合わせて、当該訓令等をホームページ及び開示窓口の備付けから削除するものとする。

4 公表上の留意事項

- (1) 訓令等の公表に当たっては、条例第7条各号の不開示情報が含まれていないかどうか慎重に判断すること。
- (2) 県民生活に直接関わりのある施策を示す訓令等は、速やかに公表手続を行うこと。
- (3) 連名で発出する訓令等を公表する場合は、事前に関係所属と協議し、当該訓令等を主管する所属長が公表手続を行うこと。
- (4) 訓令の一部を改正する訓令を制定した場合にあっては、閲覧する県民等の利便性を考慮し、当該改正内容が反映された訓令の全文又は概要の公表に努めること。

公表等の表示例

例 1 訓令の制定を通知する通達の場合

(1) 訓令全文公表の場合

	青警本〇〇第〇号 平成×年×月×日
各 所 属 長 殿	青森県警察本部長
□□□の訓令（の一部を改正する訓令）の制定について。	
	電子書庫掲載 (訓令全文公表の場合) → 訓令全文公表

(2) 訓令概要公表の場合

<～略～>	
	電子書庫掲載 (訓令概要公表の場合) → 訓令概要公表

(3) 訓令を公表しない場合

<～略～>	
	電子書庫掲載 (訓令を公表しない場合) → 非 公 表

※ 「訓令の一部を改正する訓令」の場合は、改正内容が反映されたの訓令全文又は概要を公表するよう努めること。

例2 通達（訓令の制定を通知するものを除く）の場合

(1) 通達全文公表の場合

	青警本〇〇第〇号 平成×年×月×日
各 所 属 長 殿	青森県警察本部長
□□□の実施要領について。	
	電子書庫掲載 (通達全文公表の場合) → 通達全文公表

(2) 通達概要公表の場合

<～略～>	電子書庫掲載
(通達概要公表の場合) →	通達概要公表

(3) 通達を公表しない場合

<～略～>	電子書庫掲載
(通達を公表しない場合) →	非 公 表